

枚方市屋外広告物条例（素案）での都市景観審議会の関わりについて

□ はじめに

本市では、中核市移行に伴い、枚方市屋外広告物条例を定め、それに基づき、平成26年4月より屋外広告物法による屋外広告物の掲出を禁止する「禁止区域」等区域の指定や指導等を行います。区域等の指定や制限の基準等については、条例制定にあたり、現在の大阪府の基準を参酌することとし、引き続き市独自の取り組みを目指し、当面は、屋外広告物の現状の把握に努めることとします。

現在、屋外広告物条例（素案）を検討していますが、条例において、区域の指定や制限の基準等を指定する際に「枚方市都市景観審議会」に諮るものとして検討をしています。

このことは、屋外広告物が景観の形成に関係が深いことや、大阪府の景観審議会が屋外広告物に関する諮問を受ける位置付けであることを参考にしています。条例で規定する審議会への諮問事項については、以下のとおりです。

□ 審議会諮問事項について

諮問する事項は、以下項目を市長が指定等をする際に審議会に諮問することと規定します。

なお、平成26年4月の指定は、大阪府条例で指定している内容を参酌します。

（* 着色項目 は現在大阪府の指定があるもの）

1. 以下区域の中から禁止区域^{注1}の指定・変更をする場合

- (1) 都市計画法による用途地域で第二種低層住居専用地域のうち、市長が指定する地域又は場所
- (2) 文化財保護法により指定された重要文化財である建造物の敷地の周辺の地域で市長が指定するもの
- (3) 大阪府文化財保護条例により指定された大阪府指定有形文化財である建造物の敷地の周辺の地域で市長が指定するもの
- (4) 森林法により指定された保安林のある区域のうち市長が指定するもの
- (5) 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で市長が指定するもの

※注1 禁止区域：屋外広告物の掲出ができない区域（自家用広告物等の一部を除く）

2. 以下区域の中から許可区域^{注2}の指定・変更をする場合

- (1) 文化財保護法により指定又は仮指定された史跡、名勝若しくは天然記念物の周辺の地域で市長が指定するもの
- (2) 大阪府文化財保護条例により指定された大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の周辺の地域で市長が指定するもの
- (3) 景観法に規定する景観計画の区域又はこれに隣接する区域で市長が指定するもの
※大阪府の指定区域・・・淀川等沿岸区域、生駒山系区域
- (4) 道路又は鉄道これらに接続する地域で市長が指定するもの
※大阪府の指定区域・・・国道、府道並びに幅員16m以上の道路及び鉄道並びにこれらから両側500mまでの地域のうちこれらから展望できる範囲にある区域
- (5) 河川、湖沼又はこれらの付近の地域で市長が指定するもの

※注2 許可区域：屋外広告物掲出の際に許可が必要な区域（自家用広告物等の一部を除く）

3. 以下の広告物等の表示方法の制限等の規定等をする場合（別表1）



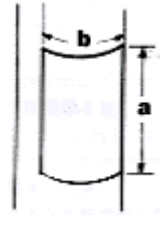

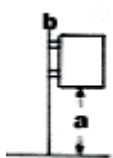
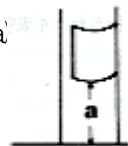
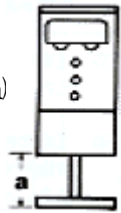
- (1) 電柱を利用するもの
- (2) 停留所標識を利用するもの
- (3) 道路又は鉄道これらに接続する地域で市長が指定するものうちにあるもの
- (4) 上記1)から3)のほか、市長が指定するもの

4. 許可区域における許可の基準及び変更又は継続の許可の基準の規定・変更をする場合（別表2-1,2-2）

別表1 ※ 現在の大阪府の許可基準・・・

■電柱や停留所標識を利用する広告物の許可基準

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	<p>①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦 1.2 m以内(a) 横 0.45m以内(b)  <p>① 以外の道路の電柱に取り付ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦 2.0 m以内(a) 横 0.5 m以内(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 縦 1.5 m以内(a) 横 電柱の円周の範囲内(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 縦 0.45 m以内(a) 横 0.45 m以内(b) 
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離 4.5 m以上(a) (歩道上 3.0 m以上) 電柱との間隔 0.15m以内(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離 1.2 m以上(a) 	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最下端までの距離 0.7 m以上(a) 
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の非対向面・歩道側面に限る)
色彩等	<p>①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色</p> <p>②蛍光塗料以外の塗料</p> <p>*①②とも看板の場合に限っての制限</p>		

■許可区域における広告物等の基準

建物の屋上に表示する広告物 (以下「屋上広告物」という)	たて：建物の高さの2/3以内 よこ：建物の幅の範囲内
建物の壁面に表示する広告物 (以下「壁面広告物」という)	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

■国道1号、国道170号又は第二京阪道路の沿線(道路境界線から両側500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域)における表示方法等の制限【路線型表示制限区域】

地域区分	路線区分	形式	自家用以外の広告物				自家用広告物
			道路からの距離				道路からの距離
			-50m未満	50m以上100m未満	100m以上200m未満	200m以上500m未満	-500m未満
制限緩和区域	路線共通	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内			同左
	よこ	建物の幅の範囲内					
	その他の広告物等	表示面積	50㎡以内		100㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
		地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)				
一般制限区域	・国道1号 ・国道170号	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内			同左
		よこ	建物の幅の範囲内				
		その他の広告物等	表示面積	30㎡以内	40㎡以内		大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)			
第二京阪道路	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内			同左	
		よこ	建物の幅の範囲内				
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内			同左	
	よこ	建物の幅の範囲内					
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内		大きさ・高さの規定なし		
		地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)				
重点制限区域	路線共通	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		壁面広告物	たて	建物の高さの1/2以内			同左
	よこ	建物の幅の範囲内					
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内		大きさ・高さの規定なし		
		地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)				

は、通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

■ 大阪府景観計画区域のうち、淀川等沿岸区域、生駒山系区域における表示方法等の制限
【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。
なお、この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。

地域区分	形式	自家用以外の広告物	自家用広告物	
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
よこ		建物の幅の範囲内		
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
よこ		建物の幅の範囲内		
	その他の広告物等	表示面積	山系区域の市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
地上からの高さ		山系区域の市街化調整区域は、5m以内 (広告塔は15m以内)		
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
よこ		建物の幅の範囲内		
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
地上からの高さ		5m以内 (広告塔は15m以内)		

□ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域